

令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務委託
落札者決定基準

令和7年4月2日
長崎県経営支援課

1. 総則

本落札者決定基準は、長崎県（以下、「県」という。）が、令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務を実施する者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うにあたり、「令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務委託に係る技術提案書作成要領」と一体をなすものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、入札参加者が行う提案について、具体的な指針を与えることを目的とするものである。

2. 審査の基本的な考え方

県は、令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務について、別に定める仕様書に記載している要件を求めるものであり、事業者の業務計画が効果的に行われ得るかどうかなどを総合的に評価して選定することが必要であると考えている。

したがって、事業者の選定にあたっては、入札価格及び県の仕様書に記載する事項との適合性、業務の遂行能力及びマネジメント能力等の各面から総合的に評価し落札者を決定する。

3. 審査委員会の設置

県は、落札者の決定にあたり、「令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。審査委員会は、技術提案書の内容について、事業者に質問を求めることがある。

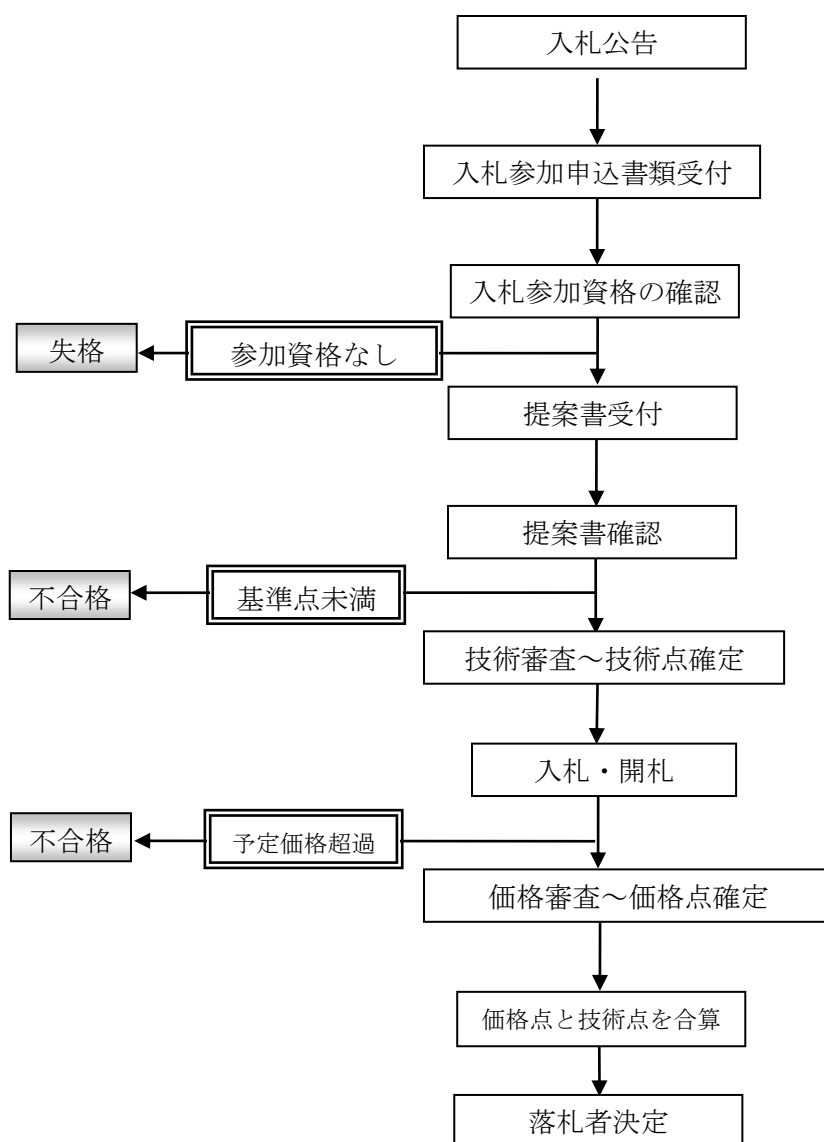
なお、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し落札者選定に関して自己に有利となる目的のために、接触等の働きかけを行った入札参加者は失格とする。

4. 審査の枠組み

審査は、資格審査と提案審査から構成される。

さらに、提案審査は、仕様書の要件に対する基礎点項目審査と創意工夫等に対する加算点項目審査から構成されており、提案審査の結果に基づく技術点と入札価格による価格点により総合評価点を求めて落札者を選定する。

公告から落札者決定に至るまでの審査の流れを次の図に示す。



5. 入札参加資格の確認

入札参加者から提出された入札参加申込書等から、公告、競争入札の参加者の資格等（告示）や入札説明書に示す入札参加資格を満たしていることを確認し、結果を入札参加者に対し通知する。

なお、入札参加資格を満たしていない場合は、失格とする。

6. 技術審査

入札参加者の提出した技術提案書を、以下8に定める基準に従って評価・採点し、技術点を確定する。なお、技術審査においては、審査委員が技術提案書の内容に対する理解を深めるため、入札参加者に質問をする場合がある。

7. 開札及び価格審査

入札参加者が提出した入札価格について、以下8に定める算出方法に従って点数化し、価格点を採点する。なお、全ての入札価格（単価）が、それぞれの予定価格（単価）の範囲内ではない場合には、予定価格を超過しているものとして評価の対象としない。（※基本契約に係る金額も単価として考える。）

8. 落札者の決定等

県は、審査委員会の審査結果を踏まえて、以下の算出方法で総合評価点を算出し、落札者を決定する。

また、審査結果は落札者決定後、速やかに公表するとともに、審査結果について質問がある場合は、落札者公表後5日以内において、質問を受け付ける。

（1）得点配分

技術点 200点

価格点 100点

（2）総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

価格点＝価格点の満点（100点）×（1－入札価格×1.1／予定価格）

※算定の結果、端数がある場合は小数点以下第2位を四捨五入する。

（3）技術点の配点

合計点は200点であり、下記のとおり配点している。

① 事業内容及び実施方法 85点

② 事業の効果 30点

③ 事業実施主体の適格性 85点

(4) 技術点の算出

技術点は基礎点と加算点に区分する。技術点の評価の詳細については別紙「令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運營業務委託技術点の評価基準表」のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから、1項目でも最低基準を満たしていない場合（基礎点が満点の50点でない場合）、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えない。

なお、基礎点を満たしている技術提案書であっても、加算点が50点に満たない場合は失格とし、総合評価点は与えない。

①必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査員が1項目でも基礎点を下回って評価している場合（基礎点が満点の50点でない場合）は、技術提案は不合格とする。

②必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評 価	採 点
A	特に優れている	項目の配点×1
B	優れている	項目の配点×0.75
C	やや優れている	項目の配点×0.50
D	普通	項目の配点×0.25
E	最低水準程度	-

※平均を算出した結果、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

(5) 落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、落札者となるべき者以外で総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。総合評価点の最も高く、かつ、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

＜落札者決定基準別紙＞令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務委託技術点の評価基準表

評価項目	評価基準細目	必須項目	配点				
			基礎点	加算点	細目計	項目計	
一 事業内容及び実施方法	事業の目的	事業の目的を踏まえた提案となっているか	必須	10		10	85
	事業内容の妥当性・独創性	本事業の内容を理解しているか	必須	10		55	
		委託業務の実施内容は仕様書（単価契約・基本契約）に対応し、具体的に提案されているか	必須	10			
		台湾、タイ、シンガポール、ベトナムのうち、サポートデスクは何カ国・地域に設置される事業内容となっているか （ ・1カ国は0点 ・2カ国は5点 ・3カ国は10点 ・4カ国は15点 ）			15		
		東南アジア・台湾地域において、サポートデスク設置国・地域以外へ同等のサービスが提供できるか。 〔1カ国・地域につき1点加算〕			10		
		支援企業へのフォローアップ方法が提案されているか。			5		
		仕様書以外の企画提案は事業の目的を踏まえた効果的なものであるか			5		
	実施方法の妥当性・独創性	委託業務の実施方法は仕様書（単価契約・基本契約）に対応し、具体的に提案されているか	必須	10		20	
委託業務の実施方法及び作業手順は、適正且つ実施可能なものであるか				10			
二 事業の効果	事業の効果	提案において、事業実施効果を高めるような創意工夫があるか			20	30	
		事業を展開する諸国の企業等において、本県企業への関心が高まり、引き続き今後の取引につながる内容となっているか			10		
三 事業実施主体の適格性	実施体制の適格性	委託業務の内容を遂行するための人材の確保がなされているか	必須	10	30		
		国内、海外の拠点について、提案内容に沿った人員体制になっているか				10	
		県からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか				5	
		長崎県内に事業所を有しているか（事業所有の場合は5点、無の場合は0点）				5	
	知見、専門性等の有無	関心喚起セミナー等の情報発信含め、事業全般の効果を高めるような知見・ノウハウを有しているか。			10	20	
		支援活動を行う上で現地政府や関係機関、現地のマッチング企業など有益なネットワークを有しているか			10		
	実績の有無	東南アジア・台湾地域において、中小企業の海外展開支援にかかる類似業務の取組み実績を豊富に有しているか（件数、年数など）			20	25	
過去に官公庁との契約実績はあるか				5			
経理処理能力の適格性	事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか			10	10		
	支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか						
計				50	150	—	200